

# 桜井谷小学校だより

豊中市立桜井谷小学校 NO.2

令和7年(2025年)4月14日

校長 出口 裕子

学校教育目標



お世話になりました。ありがとうございました。

## 離任式～4月9日～

「一期一会」 出会いがあれば別れがあります。

この3月で学校を去って行かれた先生方と、お別れのあいさつをする一度きりの機会が9日の離任式でした。別れはつらいものだけれど決して悲しい別れだけではありません。またどこかで会えるかも知れません。その時に備えて成長しておかなきゃいけませんね！



最後は桜井谷小学校を卒業された先生方へ

大きな拍手でお見送りしました。



## 新学期が始まって、お子様の様子はいかがでしょうか？

本校では教育相談窓口（桜井谷小学校 [redacted]）を設け、お子様の気になることがあれば、何でもご相談ください。

「最近元気がないんだけど…」 「友だちとなかよくしているかしら」 「いじめられているのでは」 など、どんなことでもかまいません。担任はもちろん、校長、教頭、養護教諭をはじめ、桜井谷小学校の職員なら誰にでもご相談ください。

毎週火曜日にSSW（スクールソーシャルワーカー）に相談していただくことができます。また、お子様のことで気になること、相談したいことがある場合は遠慮なくお電話ください。早めの対応が肝心です。よろしくお願いいたします。

### SSW（スクールソーシャルワーカー）とは？

児童生徒が抱えている問題に対して保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職です。



## 主任児童委員さんを

### ご存じですか？

民生委員は「厚生労働大臣」から委嘱され

それぞれの地域において常に住民の立場に

立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める方々であり「児童委員」を兼ねています。児童委員は地域の子どもが元気に安心して暮らせるように見守り、子育てや妊娠中の心配事などの相談・支援を行います。その中で特に児童（18歳まで）に関することを専門的に担当するのが「主任児童委員」です。

桜井谷地区の主任児童委員さんは [redacted] です。心配なことや悩み事などありましたらご相談ください。



## ★みなさまへご協力のお願い★

### 職員に定時退勤日および学校の留守番電話対応について

豊中市教育委員会から職員の働き方改革の指導を受け、今年度は以下のとおりに対応させていただきます。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆職員の定時（17時）退勤日を毎週設けています。

◆平日の17時30分～翌朝8時まで留守番電話対応の設定をしています。



ご家庭から欠席や遅刻の連絡をすることができます。お使いになる場合は**当日8時20分まで**にお願いいたします。また、メールの返信機能はありません。担任から改めてご連絡させていただきます。

※8時30分以降は授業中の為、CODMONでご連絡いただいても、担任は確認することができません。お急ぎの方はお電話にて学校までご連絡ください。

児童の携帯電話の学校への持ち込みについて、豊中市より方針が下記のように示されています。本校でも市の方針に沿って、保護者及び本人の同意を得るために、同意書の提出をお願いすることとなります。下記の内容をご確認いただき、同意書が必要な方は、各担任までお知らせください。

### 豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針

豊中市教育委員会事務局

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持ち込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持ち込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持ち込みを認める場合》

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。(別紙参照)。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって持ち込みを認めない等の措置をとる。

#### 保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持ち込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

#### 学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン  
(注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。)



学校ホームページは  
こちらから